



「鳥取県県土整備部建設工事等修補等請求要綱」について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成15年3月26日

管第2805号
平成15年3月27日

日野総合事務所県土整備局長
部内各課長
各地方県土整備局長
鳥取港湾事務所長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
様

県土整備部長
(公印省略)

「鳥取県県土整備部建設工事等修補等請求要綱」について（通知）

このたび、県土整備部の所管する公共工事等において、かしが発見された場合の修補等の請求について必要な事項を定めた「鳥取県県土整備部建設工事等修補等請求要綱」を制定し、平成15年4月1日から適用することとしました。

については、適正な工事（業務）監理・監督を行うことは勿論のこと、工事完成（業務完了）後にかしが見つかった場合には、契約書及び本要綱に基づき適正に処置してください。

鳥取県県土整備部建設工事等修補等請求要綱

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取県県土整備部（日野総合事務所県土整備局を含む。）における建設工事又は測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）について、その目的物又は成果物（以下「目的物等」という。）にかしが発見された場合における、当該建設工事等を受注した者（以下「受注者」という。）に対する当該建設工事等の請負又は委託に係る契約書の規定に基づく修補又は損害賠償（以下「修補等」という。）の請求について必要な事項を定め、もって修補等の適正な履行を確保することを目的とする。

（修補等の対象）

第2条 修補等の請求は、次のいずれかに該当するかしについては、受注者が自主的に修補等を行う場合においても行うものとする。ただし、受注者の故意により生じたかし又は受注者が目的物等を県に引渡すまでにその存在を知っていたと思われるかし（実際は知らなかったが、知っていて当然と思われるものを含む。）については、次のいずれにも該当しない場合においても、修補等の請求を行うものとする。

- (1) 目的物の基本的な機能に影響があると認められるもの
- (2) 成果物の基本的な内容に誤り又は欠落等があると認められるもの
- (3) 第三者の権利に多大な影響があると認められるもの
- (4) 社会的な影響が大きいと認められるもの
- (5) その他修補等の請求を行うことが必要と県土整備部長が認めるもの

（修補等の協議）

第3条 その建設工事等を所管する地方機関（以下「所管地方機関」という。）においては、前条の規定により修補等の請求を行う必要があると認めるときは、次の事項を取りまとめて当該建設工事等の本庁の所管課（以下「本課」という。）と協議するものとする。

- (1) 建設工事等の名称、実施位置、工事概要、完成日時及び契約金額
- (2) 受注者の名称、所在地及び代表者
- (3) 修補等の請求理由（受注者の過失内容及び瑕疵が発見された経緯）
- (4) 修補等の内容、費用額及び所要期間
- (5) その他参考となる事項

（修補等の請求）

第4条 前条の協議等の結果、修補等の請求を行うこととなったときは、県土整備部長が期限を定めて修補等の請求を行うものとする。

- 2 修補等の請求を受けた受注者（以下「修補者」という。）は、その内容に疑義があるときは、請求を受けた日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に書面により県土整備部長に説明を求めることができる。
- 3 県土整備部長は、前項の規定により説明を求められた場合は、その書面を受理した日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

（請求措置の公表）

第5条 本課においては、第2条の規定により修補等の請求をしたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

（修補の実施）

第6条 修補者は、当該修補に係る建設工事等の設計図書等（以下「設計図書等」という。）に基づき適正に修補を実施しなければならない。

- 2 所管地方機関（本課のみが所管する建設工事等にあつては、本課とする。以下同じ。）の長は、修補について監督員又は調査職員を任命し、設計図書等に基づき修補作業を監督しなければならない。

（修補の完了及び検査）

第7条 修補者は、修補が完了したときは、速やかに完了届を所管地方機関の長に提出しなければならない。

- 2 所管地方機関の長は、前項の届出を受理したときは、検査職員を任命し、修補の検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査を所管地方機関で行うことが不相当と判断される場合は、所管地方機関の長は、これを総務部行政監察室工事検査室に依頼するものとする。
- 4 所管地方機関の長は、検査が完了したときは、県土整備部長に検査完了報告を行うものとする。

（事後措置）

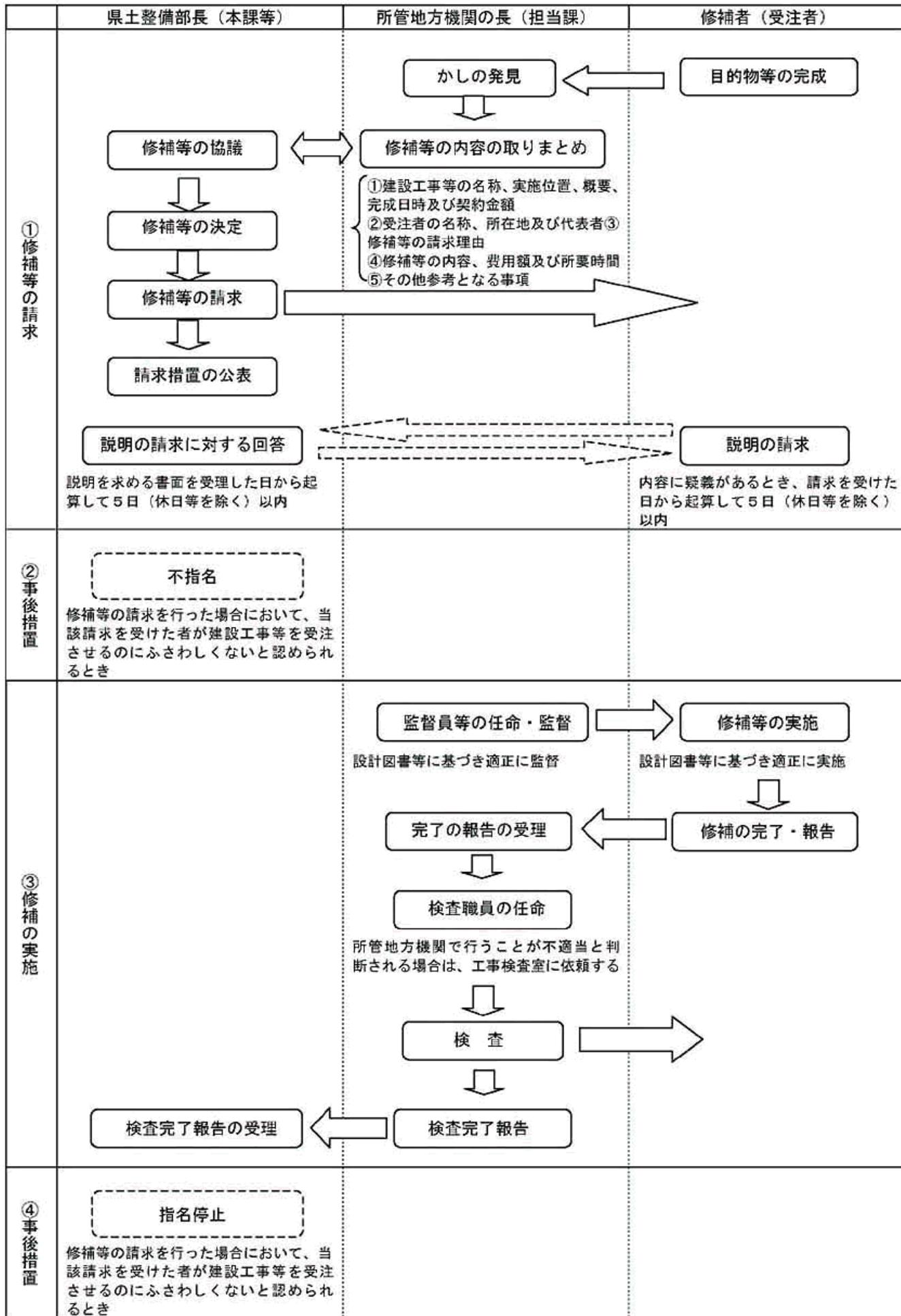
第8条 修補等の請求を行った場合において、かしが生じた経緯等に鑑み、その修補者が建設工事等を受注させるのにふさわしくないと認められるときは、次の措置を講ずるものとする。

- （1）修補等を請求した後、鳥取県県土整備部建設工事指名業者選定（通常型）要綱（平成14年5月15日管第402号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県県土整備部建設工事指名業者選定（公募型）要綱（平成14年5月15日管第402号鳥取県県土整備部長通知）又は鳥取県県土整備部測量等業務指名業者選定要綱（平成14年11月20日管第1915号県土整備部長通知）に基づき、修補等が完了するまで（それまで1月以上かかるときは、請求後1月に限る。）不指名とすること。
- （2）修補等が完了した後、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年5月15日管第402号鳥取県県土整備部長通知）に基づき指名停止を行うこと。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県県土整備部建設工事等修補等請求要綱における事務処理フロー図



事務処理区分

	事務等の内容	本 課	所管地方機関
①	修補等内容の取りまとめ	—	○
②	修補等の協議		○
③	修補等の請求	○	—
④	請求措置の公表	○	—
⑤	修補作業の監督	—	○
⑥	修補の完了届受理	—	○
⑦	修補の検査	—	○
⑧	検査完了報告	—	○
備考			